

平成20年9月4日

全国夜間中学校研究会

会長 齋藤盛久様

北海道教育委員会教育長

夜間中学校（中学校夜間学級）に関する要望書の回答について

平成20年5月26日付けで依頼のありましたこのことについてこのことについて、別紙のとおり回答しますのでよろしく申し上げます。

なお、回答が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

支援グループ 担当：中島

TEL 011-231-4111(内線 35-761)

FAX 011-281-1487

要望内容

＜未設置一道府県及び政令市教育委員会＞

1. 「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」の内容について未開を明らかにするとともに、その内容にそつた政策を実施して頂い。
2. 現在までの義務教育未就学・未修了者(小・中学校における「登校拒否・不登校」などの長欠児童生徒、養護学校義務化前の障がい者の修学猶予対象者)の実態を行政の責任で広く調査し、明らかにして頂きたい。また、「中学校卒業程度認定試験」の受験者数及び合格者数を明かにして頂きたい。
3. 多くの義務教育未修了者を生み出してきた現実を認め、すべての人々に対して義務教を完全に保障するということが、行政の課題です。夜間中学校が、歴史的にも現実的にも、その一翼を担ってきていると認識し、義務教育未修了者に対する貴道府県(市)の人権政策、方針等を明らかにして頂きたい。また、「義務教育未修了者対策」を担う「係」を位置づけて頂きたい。
4. 貴道府県(市)にいる義務教育未修了者のために、一校以上の夜間中学校を設置してきたい。特に現在設立運動が行われている地域には、一日も早く開設できるよう、関係自治体と協議するとともに、自主夜間中学への施設・財政面の援助、個人教師の派遣など、義務教育を受ける機会を実質的に保障する思索を推進するようはたらきかけて頂きたい。
5. 貴道府県(市)に夜間中学校が開設するまでの間、貴道府県(市)に在住の義務教育未修了者が一刻も早く義務教育を保障されるために、他都道府県の夜間中学校へ通学できる場合は、当該都府県(市・区)に入学できるようはたらきかけて頂きたい。現在通学している生徒については、就学援助策を講じて頂きたい。
6. 夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための広報活動を積極的に行って頂きたい。
7. 2008年1月1日から始まった「国連職字の10年」に対する貴教育委員会の未解正式に出して頂きたい。

回答内容

ご要望に対して次のとおり一括して回答いたします。

いわゆる夜間中学校については、市町村教育委員会の権限で二部授業を行う学級を設置できることとなっており、北海道教育委員会として設置主体者となることはできませんが、札幌市をはじめ全道の市町村教育委員会に対し、公立中学校夜間学級を設置している他都市の状況などについて情報を提供しているところであり、今後も情報提供するとともに必要な指導・助言に努めて参りたい。

また、学齢超過の義務教育未修了者の実態把握については、道民のプライバシーに関わることでもあり、困難と考えております。

いずれにいたしましても、公立中学校夜間学級の設置につきましては、今後、日本弁護士連合会の「意見書」に対する国の動向に留意して参りたい。